

令和3年9月29日

## 第16回総会議事録

長岡市農業委員会

# 第 16 回総会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 9 月 29 日（水曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 教育センター 2 階 大研修室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第 32 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第 33 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議案第 34 号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第 35 号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 37 号 農用地利用配分計画案の決定について  
議案第 38 号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について
  - 日程第 3 報告第 6 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (21 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (3 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
  - 事務局長 樺沢 仁、次長 広田 高志、振興農政係長 小川 一博、
  - 農地係長 今坂 康雄、主査 木村 秋津、主事 土田 まりあ、
  - 主事 原 成実

開 会（午後 2 時 02 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会の 9 月の総会を始めたいと思います。

本日は、高橋会長が欠席されておりますので、長岡市農業委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定によりまして、粉川会長職務代理から議長を務めていただきます。本日はよろしくお願いたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これから第 16 回農業委員会総会を開催します。

欠席届が議席番号 6 番、若井泰志委員、18 番、佐藤辰也委員、19 番、高橋信昭委員から提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることを皆さんにご報告いたします。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について  
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任について、議長において、議席番号 3 番、岩本一男委員、4 番、諸橋昇一委員を指名いたします。
- 日程第 2 議案第32号 農地法第 3 条の許可申請について  
議長 日程第 2、これより審議に入ります。議案第32号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。  
今坂係長 ご説明申し上げます。  
議案書 3 ページ、4 ページをご覧ください。  
今月の 3 条許可申請は 9 件で、全て売買による所有権移転になります。  
担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり  
ます。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たして  
おります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長 ありませんという声があります。  
質問、意見がありませんので、採決に入ります。  
議案第32号 農地法第 3 条の許可申請について、許可することに異議  
ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしの声が聞こえます。  
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議案第33号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議長 議案第33号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議  
題とします。  
事務局の説明を求めます。  
今坂係長 ご説明申し上げます。議案書 6 ページをご覧ください。  
今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域の 2 件であります。  
1 番、親沢町の田畑について、石油及び天然ガス採取施設敷地として

一時転用する許可を受けておりましたが、このたび期間を令和13年10月23日まで延長するものであります。

2番、深沢町の畑について、石油及び天然ガス採取施設敷地として許可を受けておったものであります。今回、期間を令和13年10月23日まで延長するものであります。

なお、この2番につきましては、後ほどご説明いたします農地法第5条許可申請の4番と関連をしているものでございます。

以上の件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なもの判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんという声があります。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第33号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第34号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第34号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域1件、小国地域1件、計2件であります。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において9月21日までに現地確認を実施しております。

1番、小国町相野原の畑について、庭及び通路敷地として利用するものであります。議案資料21ページに経過説明を掲載しております。申請地は、小国町相野原集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない

い10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、渡沢町の田について、農作業場、庭及び通路敷地として利用するものであります。議案資料22ページに経過説明を掲載しております。申請地は、渡沢町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第34号 農地法第4条の許可申請について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第35号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第35号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書10ページ、11ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域4件、越路地域1件、三島地域1件、川口地域1件の計7件であります。

1番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものであります。工期は、令和3年11月1日から令和4年3月30日までの計画であります。申請地は、土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可でき

るものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

2番、岩田の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和3年10月1日から令和4年3月30日までの計画であります。申請地は、岩田集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

3番、麻生田町の田について、資材置場及び駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年3月31日までの計画であります。申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつおおむね500メートル以内に浦瀬小学校と山本保育園があることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。

4番、深沢町の畑について、ガス燃料処理設備設置用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和3年10月1日から令和4年12月31日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、転用目的が一時的な利用であるため例外的に許可できるものであります。

なお、この案件は先ほどご説明いたしました事業計画変更承認申請の2番と関連しているものでございます。

5番、深沢町の畑について、石油及び天然ガス試掘作業用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和3年11月1日から令和6年10月31日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

6番、西川口の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用賃借権の設定をするものです。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地は、西川口集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

7番、川崎町の田について、住宅建築敷地として利用するために使用

貸借権の設定をするものです。工期は、令和3年10月1日から令和4年4月30日までの計画であります。申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ500メートル以内に長岡中央総合病院と内科医院があることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。

以上につきまして、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長                   それでは、これより審議に入ります。

                          ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

                          （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長                   それでは、質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第35号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

                          （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                   異議なしの声が聞こえます。

                          異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定をいたします。

議案第36号           農用地利用集積計画の決定について

議長                   議案第36号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

                          事務局の説明を求めます。

小川係長            ご説明申し上げます。

                          皆様のお手元に別冊、農用地の利用集積計画、1冊を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

                          議案書の14ページの内訳表をご覧ください。

                          今月は、利用権の設定・移転で110件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が103件、使用賃借権設定が7件となっております。

                          次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

                          初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは10件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が9件、使用賃借権設定が1件となっております。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分について、今ほど公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するものです。このたびは8件の申出があり、内容については全て新規となっています。権利関係は、賃借権設定が7件、使用貸借権設定が1件となっています。

なお、詳細内容につきましては、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いいたします。

以上、計128件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんという声があります。

それでは、質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第36号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第37号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第37号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の18ページから19ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは7件の申出があり、内容については全て賃借権の移転となっております。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部



会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長                    それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長                    ありませんという声があります。

それでは、質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第37号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                    異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第38号            長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について

議長                    それでは、議案第38号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見についてを議題とします。

安達、岩本両農政対策委員から説明してもらいます。

安達隆幸委員        農政対策委員長の安達です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見についてを提出しているわけですが、これを私と岩本副委員長のほうから説明させていただきます。何分、皆さんも稲刈りが終わった時期だと思いますけれども、まとめの時期の方もいっぱいいらっしゃると思います。非常に仮渡金の減額から農業情勢が金銭的に経営としては大変厳しい時期になっております。

なお、今日の新聞にですけれども、JAグループ栃木では21年産よりもさらに6,000ヘクタールのいわゆる転作拡大を目指すというのが載っておりました。また、日本の政策上、みどりの食料システム戦略とかを

農水省が策定し公表したというのも前ですけれども、載っております、いわゆる持続可能なという、今はやりのSDGsですか、その一環にのっとったもので、環境負荷の少ない持続可能な食料システムを構築していくというものもあります。いずれにしても、持続可能、環境負荷に優しいということは、若干ですけれども、コストがかかるのではないかと、そういう危惧も心配される農業情勢の中であることは事実だと思います。

そんな中で、私たちも市長あるいは市議会の議長への意見書ということで毎年提出させてもらっているわけですけれども、正直言いますと目新しい項目は少ないというのが実態です。この意見書に基づきまして、毎年農林水産部も予算を策定されまして、皆さんのところへもこういうものがいっておると思いますけれども、ほぼほぼ反映されているのも事実です。しかしながら、まだまだ継続して要請していかなくてはならないという判断の下で要請書を作らせていただきました。例年ですと、農地パトロール終了後あたりに皆さんとの意見交換会を行っていたのですが、ここ一、二年の昨今のコロナ情勢でそれができないという中で、いわゆるアンケート方式で皆さんの意見をいただいたというようなことで、本当に腹を割って話す機会がなかったことはちょっと寂しいわけですが、このことでまとめてさせていただきましたので、その辺もご理解願いたいと思います。

なお、またそういった中から、長岡市が取っている政策の制度上の事業としてどんなものがあるかというようなことがあったわけで、それが皆さんのところに情報提供という形で、こんな形で2回ほど配らせてもらっておりますので、それで参考にしていただければと、そんなふうに農政対策委員会では思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、意見書作成の流れについて簡単に説明させていただきましたけれども、本来意見書というものは農業委員会の必須業務である農地等の利用最適化の推進活動を通して、農地の最適利用や市の農業の維持、発展のために必要なことを市や議会に対し、まとめて提言するものでございます。そして、それをいかに市の施策に反映されたかを確認し、上げた意見が反映されていない場合には継続して提言していくものでございますので、先ほど言ったようにほぼほぼ農地の集積としましては平場では達成されているような気もしますけれども、長岡市全体としては前回配付さ

れております農業委員会の委員らには50%台というようなことで、またこの辺も反映していくということになっております。

こうした意見書を7月下旬に皆さんのところに意見を基に最終調整を行いまして、運営委員会で本年度の意見提案として了承を得たものでございます。

なお、おおむね昨年度と変わっていないところは事実とは思いますが、文言で変えた部分がございますので、その点をお聞き願いたいと思います。

また、今年初めてといたしますか、一番最後の段にまた出てくると思いますが、皆さんから日頃農地パトロールをやってもらっておりまして、そこでちょっと不具合があるなというようなことで、ここは今回初めて文言に取り上げて提出しようということで掲げてございますので、よろしくをお願いします。

それでは、意見書の内容につきましては、例年私がやっていたのですが、私も5年目ぐらいですか、皆さんも飽きてきたのではないかと思いますので、今回はちょっと趣向を変えまして副委員長の岩本さんから説明していただきますので、よろしくをお願いします。

岩本一男委員 農政対策副委員長の岩本です。意見書の内容については、私のほうからご説明申し上げます。

なお、意見書の原案につきましては、7月に皆様に配付し、内容のご確認をいただいておりますので、意見聴取により変更や追記を行った箇所について説明をさせていただきます。

それでは、改めまして議案書の25ページ、26ページの内容をご覧ください。本意見書の内容は、農業委員会の必須業務である農地等の利用最適化の推進活動を通じて、当市農業の維持、発展のために必要なことを3つの推進事業に当てはめ、意見をまとめたものとなっております。

まず、1としまして、持続可能な農業の実現と活力ある地域振興に向けた対策の強化について、次の6つの項目に分けて意見を明記しております。(1)が需要に応じた水田農業の推進について、(2)が担い手及び経営対策の強化について、(3)がスマート農業の推進及び生産性向上対策の強化について、(4)が多様な経営へのサポートの強化について、(5)が鳥獣被害対策の強化について、(6)が異常気象に対応した品種の導入についてです。

(1) から (3) については、一部文言の削除要望がございましたが、検討した結果、(2) の1行目で「定年退職者」という文言を「農業就農者」に修正した以外は原案のままとさせていただきました。

また、(4)、(5) については、意見、修正要望等ありませんでしたので、原文のままとなっております。

(6) については、5行目で「新たな」となっていたものを「数年を目途に」に変更し、「選定や実証試験」となっていたものを実証試験を削除し、「選定」に変更し、スピーディーな対応を求めるものとなりました。

次に、2として、担い手への農地の集積及び集約化について、3つの項目に分けて意見を明記しました。(1) が担い手への農地集積及び集約化対策の強化について、(2) が中山間地農業の推進について、(3) が人・農地プランの実行を踏まえた農地利用の最適化の促進についてです。

(1) では、当初「基盤整備事業の推進や農地中間管理事業の推進を図り」となっていたものを削除要望に基づいて「農地中間管理事業の推進」という文言を削除しました。これはJAの介在事業が令和2年3月31日で終了し、農地中間管理事業への切替えがもう皆さんのほうで浸透しているためです。

また、(2) では「維持・発展」となっていたものを「維持」のみとし、「基盤整備事業」を中山間地域の実情に合わせて「農地補修」に修正しました。

なお、(3) については、意見、修正要望等ありませんでしたので、原案のままとなっております。

最後に、遊休農地の発生及び解消について意見を明記させていただきました。原案では6行目まででしたが、農地の利用状況調査等を実施する中で、実情にそぐわないエリアを農振農用地、青地に設定しているところが多く見受けられるという意見をいただき、7行目の「また」以下を追加させていただきました。

簡単ではありますが、以上で意見書の内容説明とさせていただきます。

安達隆幸委員 今ほど岩本副委員長のほうから説明させていただきました。

なお、この意見書をこれから皆さんに審議していただきまして、決定をさせていただきましたら、会長はじめ運営委員8名で今年の10月末頃、

10月25日に市長並びに議会議長へ提出してまいりたいと考えております。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。  
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、ありませんという声がありますので、採決に入ります。  
議案第38号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。  
異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

安達隆幸委員 ありがとうございます。  
それでは、皆さんの意見として提出してまいりたいと思います。  
なお、それまでに、これだけは市長に言ってほしいというようなものがもしありましたら、個人的にでもよろしいですので、私のほうに情報をいただければ付け加えさせてもらうこともできるかとも思いますので、どうぞよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

日程第 3 報告第6号 農地法の届出通知等について

議長 それでは、日程第3、報告第6号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について6件を28ページに、5条の届出について21件を29ページから32ページに、農地法の適用を受けない事実確認12件を33ページと34ページに、18条合意解約について5件を35ページに、利用権解約について12件を36ページ、37ページに、中間管理権の解約について1件を38ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。  
以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして第16回総会を閉会いたします。

閉 会（午後 2 時35分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和3年9月29日現在）

| 議席  | 出欠 | 氏名   | 議席 | 出欠      | 氏名   |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
|---|----|------|----|---------|------|------|---|-----|--|---------|--|------|---|----|--|------|----|---|--|-----|--|------|----|
| 1   | 出  | 多田好一 | 13 | 出       | 青柳進  |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 2   | 出  | 吉川勇  | 14 | 出       | 青柳久雄 |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 3   | 出  | 岩本一男 | 15 | 出       | 中村正行 |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 4   | 出  | 諸橋昇一 | 16 | 出       | 土田米藏 |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 5   | 出  | 堀徳太郎 | 17 | 出       | 稲波忠昭 |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 6   | 欠  | 若井泰志 | 18 | 欠       | 佐藤辰也 |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 7   | 出  | 粉川一夫 | 19 | 欠       | 高橋信昭 |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 8   | 出  | 菅沼正美 | 20 | 出       | 成澤善博 |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 9   | 出  | 坂詰隆  | 21 | 出       | 櫻井正広 |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 10  | 出  | 千野俊輔 | 22 | 出       | 池田朝二 |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 11  | 出  | 安達隆幸 | 23 | 出       | 田中豊  |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 12  | 出  | 本田栄一 | 24 | 出       | 鳥羽若一 |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">出席委員</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">人</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">21人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">議事録署名委員</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">欠席委員</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td></td> <td style="vertical-align: top;">岩本一男</td> <td style="vertical-align: top;">委員</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td style="vertical-align: top;">諸橋昇一</td> <td style="vertical-align: top;">委員</td> </tr> </table> |    |      |    |         |      | 出席委員 | 人 | 21人 |  | 議事録署名委員 |  | 欠席委員 | 人 | 3人 |  | 岩本一男 | 委員 | 計 |  | 24人 |  | 諸橋昇一 | 委員 |
| 出席委員  | 人  | 21人  |    | 議事録署名委員 |      |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 欠席委員  | 人  | 3人   |    | 岩本一男    | 委員   |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |
| 計   |    | 24人  |    | 諸橋昇一    | 委員   |      |   |     |  |         |  |      |   |    |  |      |    |   |  |     |  |      |    |